

福祉就労拡大モデル構築事業補助金交付要綱

令和元年5月17日元障第145号健康福祉部長通知

(最終改正 令和2年3月27日元障第941号健康福祉部長通知)

(趣旨)

第1 この要綱は、県内に事業所を有する就労系障害福祉サービス事業者（障害者総合支援法（平成17年法律第12号）第5条第14項に規定する就労継続支援事業（同サービスを含む多機能型事業を含む。）を行う特定非営利活動法人、社会福祉法人、一般社団法人、医療法人、協同組合、企業組合、有限会社、合同会社又は株式会社をいう。以下同じ。）が企業等と連携して、障がい者の就労機会の拡大及び就労継続支援事業所（以下「事業所」という。）の利用者の工賃及び賃金の向上を図ることを目的にした、新たな分野での取組及び地域課題を解決する取組等で、モデル的であり、波及効果が期待できる事業に要する経費に対し、予算の範囲内で、福祉就労拡大モデル構築事業補助金（以下「本補助金」という。）を交付することについて、補助金等交付規則（昭和34年長野県規則第9号。以下「規則」という。）に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2 本補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 長野県内に事務所を有し、法人格を有する団体であること
- (2) 就労系障害福祉サービス事業者にあつては次の要件を全て満たすこと
 - ア 県内に事業所を有する者であること
 - イ 工賃向上計画を作成していること

(交付対象事業)

第3 本補助金の交付の対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）は、次に掲げる事業のうち、第1に規定する趣旨に即した事業とする。

- (1) 6次産業化などによる新商品の開発及び販売に関する事業
- (2) 障がい者の就労機会拡大に関する事業
- (3) 地域課題の解決に関する事業
- (4) 地域企業との連携に関する事業
- (5) その他障がい者の就労機会の拡大及び工賃・賃金向上に資する事業

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業は、交付対象事業としない。

- (1) 県が交付する補助金等の交付の対象となる事業
- (2) 国の支出する支出金及び補助金等の交付を受けた事業
- (3) 国又は県が出資する財団法人等から助成金の交付を受けた事業
- (4) 分担金又は負担金としての市町村支出事業
- (5) 宗教的活動に関する事業
- (6) 政治的活動に関する事業
- (7) 公序良俗に反する事業
- (8) 専ら特定の企業、団体及び個人の利益を追求するための事業

(交付対象経費)

第4 本補助金の交付の対象となる経費（以下「交付対象経費」という。）は、交付対象事業の

実施に要する経費から、以下に掲げる経費を控除したものとする。

- (1) 団体の運営費及び人件費並びに施設の維持管理経費
- (2) 用地の取得又は賃借に要する費用及び補償に係る費用
- (3) 調査研究及び計画作成に係る費用
- (4) 食糧費
- (5) 工事請負費及び備品購入費（但し1件100万円未満の備品購入費を除く。）
- (6) その他知事が不相当と認める経費

2 事業の実施により収益が発生する場合、事業所を利用する障がい者に工賃として支給するものとして、補助対象経費からその収益分を除くことは行わない。

（本補助金の交付額）

第5 本補助金の交付額は、交付対象経費の3分の2以内とし、上限額は1件あたり75万円とする。

（事業計画書の提出等）

第6 本補助金の交付を受けようとする者は、規則第3条の規定による申請書の提出に先立ち、別に定める日までに、福祉就労拡大モデル構築事業計画書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、第1項の書類の提出があった場合において、別に定める選定基準に照らし本補助金を交付することが適当と認めるときは、本補助金の交付の内示を行うものとする。

3 知事は、本補助金について前項の交付の内示を行う場合は、必要に応じて、健康福祉部障がい者支援課に審査会を設置し、審査を行うものとする。

4 第3項の審査会に関し必要な事項は、別に定める。

（交付申請書の様式等）

第7 規則第3条に規定する申請書は、福祉就労拡大モデル構築事業補助金交付申請書によるものとする。

2 規則第3条に規定する関係書類は、次のとおりとする。

- (1) 福祉就労拡大モデル構築事業計画書
- (2) 福祉就労拡大モデル構築事業に係る収支計画書

3 前2項に規定する書類の提出期限は、別に定める。

（交付の条件）

第8 次に掲げる事項は、本補助金の交付の条件とする。

(1) 事業の内容について、次に掲げる変更をしようとするときは、速やかに知事に申請して、その承認を受けること。

ア 事業の実施箇所及びその他事業の主要な内容の変更

イ 交付対象経費の20%以上の変更（入札、見積又は請求による契約額の確定に基づく減額の変更を除く。）

(2) 前号のイに規定する入札、見積又は請求による契約額の確定に基づく減額の変更にあっては、速やかに知事に届け出ること。

(3) 事業を中止し、若しくは廃止しようとするとき、又は事業が予定の期間内に完了しないとき（遂行が困難となったときを含む。）は、速やかに知事に申請して、その承認を受けること。

- (4) 事業により取得した財産については、その財産管理に関する規程を定め、善良な管理者の注意をもって管理し、効率的な運用を図ること。
- (5) 前号の財産を処分したことにより収入があったときは、当該収入の額に交付対象経費について本補助金を交付した割合を乗じて得た額を限度として、県に納入させることがあること。
- (6) 事業を行うために締結する契約は、法令に特別の定めのある場合を除くほか、競争入札によること。ただし、緊急の必要により競争入札に付すことができないとき、時価に比較して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき又はその性質若しくは目的が競争入札に付すことが適当でない認められるときは、競争入札に付さないことができる。
- (7) 事業に係る帳簿又は証拠書類は、事業の終了の日の属する県の会計年度の翌年度から起算して5年間整理保存すること。
- (8) 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、当該仕入控除税額の全部又は一部を県に納入させることがあること。
- (9) 事業により取得した備品その他の物品には、別に定めるところにより、補助金の交付された年度及びその交付を受けた旨の表示をしなければならないこと。

(変更承認申請書等)

第9 第5第2項ただし書及び第8第1号から第3号までの規定による申請及び届出は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める書類を提出して行うものとする。

- (1) 事業の内容を変更しようとするとき 福祉就労拡大モデル構築事業内容変更承認申請(届出)書
- (2) 事業を中止又は廃止しようとするとき 福祉就労拡大モデル構築事業中止(廃止)承認申請書
- (3) 事業が予定の期間内に完了しないとき 福祉就労拡大モデル構築事業期間延長承認申請書

(交付申請の取下書)

第10 規則第7条に規定する申請の取下げは、福祉就労拡大モデル構築事業補助金交付申請取下書により行うものとする。

(実績報告書)

第11 規則第12条に規定する実績報告書は、福祉就労拡大モデル構築事業補助金実績報告書によるものとする。

2 前項に規定する書類の提出期限は、事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定があった日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日とする。

(交付請求)

第12 本補助金の交付決定を受けた者が補助金の交付(概算払いを含む。)を受けようとするときは、福祉就労拡大モデル構築事業補助金交付(概算払)請求書を提出するものとする。

(財産処分の制限等)

第13 規則第19条第1項に規定する承認申請書は、福祉就労拡大モデル構築事業財産処分承

認申請書によるものとする。

2 規則第 19 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に規定する機械、器具及び財産は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号。次項において「省令」という。）に定められているものとする。ただし、取得価格又は効用の増加価格が単価 50 万円未満の機械、器具及び財産で、補助目的上特に必要ないと認められるものは除くものとする。

3 規則第 19 条第 2 項第 2 号に規定する期間は、省令に定められている耐用年数に相当する期間とする。

（申請書等の様式等）

第 14 この要綱に規定する申請書等の様式その他事業の実施について必要な事項は、別に定める。

（書類の提出等）

第 15 規則及びこの要綱により提出する書類は、正副 2 部とする。

2 前項の書類（同項ただし書の書類を除く。）は、知事に提出するものとする。

附 則

この要綱は、令和元年 5 月 17 日から施行し、令和元年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行し、令和 2 年度の補助金から適用する。